2010.2 月議会個人質問 日本共産党岡山市議団 河田正一

1. 介護の充実について

介護保険ができて 10 年が過ぎました。介護保険制度のうたい文句は「介護の社会化」と「安心」でした。しかし、介護の担い手の 7 割は依然として家族です。これまで自公政権は 3 年ごとに介護保険を見直すさい、介護サービスに対する給付費の伸びをできるだけ抑えようとしてきました。「参酌標準」と呼ばれる、低い施設目標でした。02 年には施設整備(介護 3 施設)の参酌標準を高齢者人口比 3.4%から 3.2%に引き下げます。04 年には、要介護 $2\sim5$ の人のうち施設(介護 3 施設とグループホームなど)に入居できる人の割合を 14 年度までに 41%から 37%へ引き下げる参酌標準を示しました。

介護事業に支払われる介護報酬につても自公政権は 03 年、06 年と 2 回連続に引き下げ (計 4.7%)、介護職場の労働条件悪化に拍車をかけました。さらに、05 年は介護施設の食費・居住費に改悪がされ、06 年には介護療養病床の廃止計画が持ち込まれました。先日の公明党代表質問では多くの問題点を指摘しました。これほど改悪したのは自民党と公明党です。そして、その時の厚生労働大臣が誰であったか思い出してください。公明党が、野党になって初めて介護保険制度の矛盾に気がついたかのように見せかけることに怒りを禁じえません。民主党は「療養病床削減計画を凍結」をマニフェストで掲げていましたが、参院予算委員会で長妻厚生労働大臣は「基本的に(介護療養病床)廃止というような方向は変わりません」と答弁し、国民を裏切ろうとしています。いまの介護制度では十分な介護が受けられず、家族に負担を強いて、家族に介護疲れが広がっています。介護疲れによる心中事件はこの10年間に400件、家族介護による離職者は年144,800人に達しています。「保険あって介護なし」という実態の是正は待ったなしです。

岡山市の特別養護老人ホームの待機者は約 6,200 人で、うち在宅待機者は 2,400 人です。 そのうち、介護度 4・5の人は 450 人です。在宅介護にとって必要な施策拡充についてお 尋ねします。

- (1) 在宅介護を円滑にするために、小規模特別養護老人ホームを含めてショートステイの拡充をする必要がありますが、他に在宅介護支援策はどのようなものがありますか。 また、支援拡充についてご所見をお示しください。
- (2) 夜間の介護サービスは家族介護にとってありがたい制度です。市内に夜間の巡回介護サービスを提供している事業所はありません。市として夜間のサービス提供をどのように構築するつもりかお示しください。
- (3) 入院期間の短縮が行われ、退院後の受け皿づくりとして「在宅療養支援診療所」の制度が作られています。訪問看護ステーションと合わせて、自宅で終末期を迎えることを増やすためのものです。この制度は岡山市においては実態をどのように把握していますか。また、十分に機能していますか。

2. 民主党と地方政治について

(1) 陳情一元化

民主党は陳情窓口を県連に集め幹事長室に一本化する方針を出しました。地方自治体の権限として「請願権」は憲法に認められた権利です。一政党に一元化し、直接国や大臣に対する陳情を認めないのは、憲法違反です。岡山県知事は、窓口一元化に対し反対の毅然とした態度をとっています。企画局長は、「さまざまなチャンネルの一つ」と答弁しましたが、窓口の一元化にすることについて岡山市長はどのようなご見解をお持ちですか。

(2) 事前個所付け

さらに民主党は、来年度予算の個所付けを、国会の予算審議も経ないうちに、国土交通 政務官から聞き出し、関係自治体に知らせました。国の予算を民主党が私物化し、選挙に 協力したところには重点配分することに至っては、利益誘導であり選挙対策の買収行為に 等しいと言わざるをえません。このことについて市長はどのようにお考えになりますか。

(3)企業献金と団体献金

民主党の小沢幹事長にまつわる「政治とカネ」次々に疑惑が持ち上がります。「天の声」と称して公共事業への介入を多くの企業が証言しています。さらに、政党助成金を政党を作っては壊すたびに個人の政治資金団体にため込んでいるとの報道もなされています。小沢幹事長だけではありません、北海道教職員組合から1600万円の裏献金をもらっていた小林千代美議員の名前も取りざたされています。岡山市においても成本元議員は賄賂を自民党支部への入金でごまかそうとしていました。いずれも、企業からの金は買収を目的とするものです。団体献金は、一部の幹部によりなされるもので、構成員の思想や信条にお構いなしになされる不透明なものです。政党助成金は企業献金をやめるためとの理由で出来ましたが、政治家が税金を山分けし個人資産形成にも使われているなど、国民の望まない税金の無駄遣いです。これらの、企業献金、団体献金、政党助成金はいずれも廃止すべきと考えます。献金により政治が動かされることは、金のない人には政治が背を向けることになりますが、高谷市長は、先日「私のようにしてもらえばよい」と胸を張って答弁されました。利権がまとわりつく企業献金、団体献金についてどのようにするべきだとの見解をお持ちですか。

(4) 地域主権戦略会議

地域主権戦略会議の会合が開かれています。その中で見えたり見えなかったりすることに ついてお尋ねします。

ひも付き補助金に代えて「一括交付金」の導入が言われています。悪いことではないと思います。しかし、目的や分配方法が見えない中で、国の補助金と同額を一括交付金が配分されるか、国の財政が厳しいだけに危惧します。一方、生活保護費などの国が社会保障の責任を放棄することにつながるのではないかとの懸念があります。

また、国の出先機関統廃合による3万5千人の人員の一部は地方公務員となるといわれており、鳩山首相は「(人件費の)全部補償はありえない」と述べるなど、「権限や仕事は移

るが、お金は来ない」という恐れがあります。地域主権戦略会議の動向をどのようにとらえているのか。また、私が危惧するようなことはないような手立ては取られているのかお尋ねします。

(5) 国の来年度予算案

今必要なことは、経済危機から国民の暮らしを守り、日本経済を立て直すために、大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて雇用・中小企業を守ること。自公政権が続けてきた社会保障費削減路線による「傷跡」を是正するために社会保障の拡充を図ること。 軍事費と大企業・大資産家減税という「二つの聖域」にメスを入れて財源を確保し、庶民増税の不安をなくすこと。この3つの転換をすることです。ところが、予算案はそうはなっていません。

- ① 総選挙で約束していた後期高齢者医療制度の廃止は先送り、保険料値上げによる制度の被害を拡大しようとしている。子ども手当も、保育所の待機児童解消や義務教育完全無料化、医療費の無料化など子育ての土台を整備することと相まってこそ効果があります。しかしそれらの手立ては取られていません。
- ② 大企業の内部留保と利益を社会に還元させて雇用・中小企業を守る予算になっていません。労働者派遣法の改正案は抜け穴だらけですし、中小企業対策として、大企業による不当な単価引き下げ、仕事の一方的打ち切りをなくすために、ルールを確立しなければなりません。
- ③ 財源問題では、鳩山内閣は「ムダを削れば財源はつくれる」と言っていましたが、庶民増税を押しつけ、軍事費や大企業・大資産家優遇税制は温存したままです。「聖域」を残して、国債発行と「埋蔵金」頼みの一時しのぎで、先が見えない予算です。

この予算案に対してのご所見をお示しください。

3. 防災計画について

チリで大地震が発生し多くの犠牲者と被害が出ました。また少し前にはハイチで大地震があり犠牲者は20万人以上といわれています。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、1日も早い復興を願います。チリ地震による津波は地球の裏側の日本にも被害を与えました。津波警報が出され避難された方もいました。

岡山市防災計画には災害時の避難場所がいろいろと書かれています。災害時にあわてて どこに避難するかわからなくなっては困ります。そこで以下の質問をします。

(1) 避難所の周知

避難所の周知はどのようになされているか。また、避難所の表示は目に付きやすいようにされていますか。

(2) 地域ハザードマップ作成

避難所の周知と合わせて地域ごとのハザードマップがあれば危険個所がわかるし、避 難する時にも役に立ちます。地域ハザードマップ作成についてのお考えをお示しください。

(3) 避難所に必要なもの―トイレと水の確保

避難所が校庭や園庭に指定されているところがあります。宮崎県日南市では、津波警報で避難した人が警報解除になる前に全員が避難所からいなくなったそうです。原因は、校庭に長くいることができないからとのことです。場所があれば避難所として使えるということにはならないことを証明しました。災害時には人が集まると当然トイレが必要となりますが、トイレが屋内しかないのに使用できないような施設はないようにしてもらうことが必要です。このことについては対応がなされましたか。

飲み水の確保について、断水になった時にも少しは確保しているような配慮が必要と思いますが、避難所に指定されている施設責任者に対し、具体的な指示をされていますか。

(4) 要援護者台帳の取り扱いについて

要援護者台帳は出来上がったと聞いていますが、その取扱いについてはどのようになさいますか。

4. 公民館、コミニティハウスの利用について

公民館の改修費を長年支払っていなかったという事件が発覚し、予算が不足していたからと報道されました。公民館、コミニティハウスなどは地域活動の拠点として多くの人が利用したいと思っています。まして「地域のことは地域で」と考えるならば、より使いやすい施設にする必要があります。

- (1) 施設の出入りに段差があり、足の不自由な方が利用できない施設や会議室が2階に しかなくて利用できない施設があります。これらの施設の改善計画はどのようにされてい ますか。
- (2)公民館の利用についての制約が多くあります。例えば、福祉交流プラザで昨年「21年度岡山市予算を学習する会」を計画したところ政治的なものは駄目だと断られたそうです。市の予算がどうなるかは市民にとって関心が深いものであり、市政をより身近に感じてもらう機会にもなります。しかし、このような催し物まで規制することは市民が学び自ら積極的に地域活動に参画することを妨げることになると思います。ご所見をお示しください。
- (3)公民館では物品販売はしてはならないとされています。しかし、地域イベントで販売を伴うものもあります。例えば、御津文化センターは元々農村環境改善センターとして造られ地域農産物の直売で都市と農村の交流を続けてきました。また、夏祭りでは屋台も多く出店します。これらも公民館条例を厳格に読むと規制されますが、認めてよいのではと考えます。ご所見をお示しください。

5. 入札について

入札ミスが相次いでいます。<u>松新町汚水管埋設工事の一般管理費率の入力ミス、庭瀬地内ほか汚水管埋設工事、後楽館中・高建設に関する解体工事これらはここ半年の間に露見</u>したものです。補正予算で問題となった子ども手当の電算システムの見積もりの件は市が

<u>最初から業者を決めておく、出来レースと疑われる予算に対して議会が同意しなかった結果、議案の取り下げと出し直しがなされました。</u>

いずれも入札の公平性が保たれているかが問われています。そうした中で、市道平井 220 号線ほか道路整備工事も単価をm当たりと 10m当たりを間違えて積算し、入札を3度も行った工事です。1度目は10月23日入札が行われ、全員失格となりました。2度目は11月5日で、6社が失格となり、7番札の業者が落札しました。その後、業者からの申し立てにより積算についてチェックした結果、単位を間違えていたことが判明。落札決定を破棄し、入札を中止した3度目の入札を1月13日に行い1番札の業者が落札しました。この3度の入札で、1番低い札を入れたのはすべて同じ業者です。同じ工事を3度も入札することは珍しいことですから普段は表に出ないことが明らかになります。すなわち、この工事は最初から、現契約をした業者が落札することが決まっていたことを示すことになったのです。

談合があったと類推できます。多くの工事において業者間の話し合いで落札者が決められていると推測されるが、市当局がこれらの談合に手を貸すようなことがあってはなりません。この間の入札ミスした案件は、すべて公平な入札がなされたものであると言い切れますか。解体工事では業者が電算上で予定価格を知ることができたが入札は有効とするというのでは、岡山市の入札全体が疑われてしまいます。一連の入札の経緯に照らして、このことについてどのような所見をお持ちか、改めてお尋ねします。

6. 交通弱者対策について

(1) 地域交通確保について

御津合併特例区がなくなりますが、地元の住民が心配している課題の一つにコミニティバスの存続があります。通院、買い物などで車を運転することができない人にとっては切実な問題です。現在の路線や運行経路については見直しが必要なところもありますが、赤字で採算が合わないから廃止するというのでは、困ります。地域住民の足を確保することについてご所見をお示しください。

<u>またこの問題は、御津に限った事ではありません。公共交通を確保することは、「安心して住むことができるまち」であるために重要なことです。地域交通戦略としてどのようにす</u>るつもりかをお示しください。

(2) 宇高フェリーの廃止について

3月26日を最後に宇高航路のフェリー2社が撤退すると発表しました。両者のフェリーを日常的に通勤通学で利用する人は、1,247人、通院での利用者は1,600人にのぼります。フェリーが無くなれば、高松への通勤通学も、JRで瀬戸大橋を経由するしかありません。橋を渡れないミニバイク、自転車、特殊車の貴重な"足"でもあります。また、大型トレーラーは橋を渡ることができないので運転手にとっては死活問題です。フェリーの廃止は、高速道路が休日1,000円になった影響で利用客が減っただけでなく、民主党がさらに高速

道路無料化を打ち出しており、先行きの見通しが立たないことで 2 社とも廃止を決めたということです。国道フェリーは 3 月末で 109 人全員を解雇すると発表しており、雇用の点でも大きな問題です。玉野市は「海の玄関口としてフェリーとともに発展をしてきた街」です。影響は計り知れないものがあります。国が税金で高速道路無料化を行ったのですから、フェリー存続についても責任を持ってあたるべきです。地域の足を守る課題は、岡山でも玉野でも同じだと思います。隣町のことと傍観するのではなく、存続に向けて何らかの支援をするお考えはありませんか。

7. 新市建設計画の約束と履行について

- (1) 合併特例区が廃止されるにあたり、新市建設計画で約束されているが、10年の間に 完了の予定が立たない事業についてどのように進めるつもりかをお示しください。
 - ① 農業集落排水事業 (新庄地区、上伊田地区、矢原・下伊田・草生地区) について
 - ② 健康みつ21公園(仮称)
 - ③ JR野々口駅周辺整備事業
 - (2) 合併特例区廃止後の合併特例区協議会組織の存続について

合併特例区協議会組織は、解散するのではなくそのまま組織の名前を変えて温存するやに 聞いていますが、この組織を残すことについて目的、権限、招集者は誰で、どのような時 に開かれるのかをお示しください。

8. 産廃問題について

- (1) 御津虎倉産廃処分場
- ① 裁判所のHPから産廃裁判の判決を拾って閲覧しました。管理型最終処分場に関する判決は住民側の勝訴したものばかりでした。その中から鹿屋市の訴訟は、「未処理の浸出液の漏出が生じる蓋然性がある」「調整池の容量が万全であるとは解しがたい」との判断を下しています。専門委員会においてこの判決について参考にされたかどうかをお示しください。
- ② 鹿屋訴訟においても、千葉県海上町訴訟においても会社の資金面が争点となり、被告の会社に能力がないとの判断がなされています。(株)アチューマットクリーンは年間利益が 360万円であり、箕島で 4億円以上の臨時支出が必要となる中、経理については大変不安を感じます。御津虎倉の処分場建設費は 50億円と聞いておりますのでその資金計画を開示請求したが「非開示」とのことです。しかし、産廃処分場は将来にわたり地域住民にとって不安を持つ施設であり、事故が起こった時に手当てができるかどうかは大変重要な課題です。

国も許可申請者の能力について、技術的用件だけでなく、資力要件も考慮できることにしています。関係住民も技術と資力両方を納得することが必要になります。

岡山市が資金計画や借入金額さえ開示しないのは、業者側に断ち、住民の不安を払拭する

ことを忌避する態度と言わざるをえません。資金計画、収支計画の開示を求めます。開示 しないならば、なぜ資金計画の開示をしなくても住民の理解を得られるかをお示しくださ い。

(2) 御律河内産廃処分場

宇垣北部 6 集落は、昔から緊密なコミュニケーションを保ち、良好な関係を築いてきました。今回の産廃処分場問題では、小田集落が下流の 5 集落に事前の了解もなく秘密裡に計画を進めたため、地域の関係が悪化し、小田集落と他の集落の関係が断裂してしまいました。御津河内産廃処分場は埋立量 92 万㎡の安定型最終処分場計画です。

安定型最終処分場は安定 5 品目に限定して埋め立てができることになっていますが、付着物を分離して 5 品目だけを取り出すことは実際には不可能だと、各地で行われている裁判の判決でも示されています。

計画は、11 t ダンプで 1 日最大 1 0 台を搬入し、1 台当たり 25 ㎡積載する計算になっています。見かけ比重は 0.44 以下になります。産廃の埋め立て量は、195 ㎡/日となっています。比重は、110 t /195 ㎡=0.56 となります。

土の安定計算では比重は 12Nt/m²とされており、わかりやすく言うと比重 1.2 で計算されています。搬入計画と齟齬をきたしています。安定計算の前提条件が崩れた杜撰な計算書であることを証明するものです。

直高 90mの土羽構造は、入念な施工管理による転圧によってのみ所定の安定を保つことができます。昨年夏、静岡県で起こった東名高速道路の崩落事故は直高 10m余のところで起こりました。高速道路という厳格に管理がされたであろうところでも崩落が起こったのです

安定5品目がどうかは、ダンプから投下するときに行う展開検査で目視によりチェックすると説明しました。日量250㎡を目視して、安定5品目かそれ以外が混入しているかの判別が可能かは疑問があります。

富津市産廃処分所建設差し止め訴訟の判決で、千葉地裁の判断は、安定型産業廃棄物自体による汚染の危険性について、「生活環境に及ぼす恐れが少ないと考えられる安定産業廃棄物を対象としている」と認めています。しかし、「国は一度はいわゆる安定5品目の処分を認めたものの、それに有害な物質が含まれることになる危険性を認め、一定の物質を排除するように法令の改正を進めてきた。ただし、かかる絞り込みや法改正がなされても、安定型産業廃棄物には汚染物質が残存、付着し、現実には分別できない混合物となって安定型処分場に入るケースが多く、なお、安定型処分場へ有害物質が混入することを防ぐことは不可能または著しく困難」と述べています。この判例にあるように、国の法令の不備が指摘されており、周辺住民への被害を払しょくできないという判断にどのようなご所見をお持ちですか。

① 搬入物の70%がプラスチック類とされています。残り30%はがれき類等です。がれきの比重は1.7前後ですから11t ダンプの積載量は6.5 ㎡です。すると、日

最大 10 台の搬入で年間 300 日稼働しても 15 年間の搬入量は、195*300*15*70 /100+6.5*10*300*15*30/100=702,000 ㎡で計画の 88 万㎡と乖離します。また ダンプ搬入台数が 10 台ではないというなら、地元説明会で嘘の説明をしたことに なりますし、展開検査がより大変となり事実上できないことになります。この点に ついての見解をお示しください。

- ② また、比重が 0.56 の物質が堆積されると飽和状態では大変不安定な状態になり、 簡単に崩れる恐れがあります。この点での見解をお示しください。
- ③ 直高 90mの土羽構造が、入念な圧密処理がなされない状態で、地震等による亀裂が 想定される中で長期にわたり安定していることは考えにくいですが、これについて のご見解をお示しください。
- ④ 当該地は約 1ha を会社が所有し、残り 7ha は小田自治会の所有地を借地することになっています。事業終了し、小田自治会に土地が返還された後に崩落が起こって下流域に被害を及ぼした場合の責任の所在はどのようになると考えられますか。